

愛媛県里親支援センター運營業務に関する質問書への回答

No	項目	質問事項	回答
1	公募要領 11	里親センター設置の認可申請以前に、第二種社会福祉事業の届出が必要か。	社会福祉法第 74 条の規定に基づき、届出は不要とされています。
2	委託仕様書 5 (2)	職員配置における「専任かつ常勤職員」について ○「常勤」とは週 40 時間勤務の者のことか、それとも法人の就業規程等による時間となるのか。	法人で定める常勤者の労働時間を満たす者を「常勤」と考えております。 なお、センターの運営に当たっては、週 5 日間・平均 40 時間以上の開所をお願いしたいと考えておりますので、これを踏まえて適切な職員配置をお願いします。
3		○里親等支援員の加配職員について、「常勤」を問わないのであれば、週 40 時間を求めないと理解するが、時間数の下限はあるのか。 また、資格要件は問うのか。法人が当該業務をおこなうのに適していると判断することで、加配者とする事が可能か。	里親等支援員の加配職員については、非常勤職員を配置することも可とします。 また、労働時間数の下限は設けませんが、本業務を適切に遂行できる職員配置をお願いします。 なお、非常勤職員には、いわゆる嘱託職員は含まないものとします。 また、資格要件については、全て里親等支援員の資格要件を満たすことが必要です。
4		○センター長は専任であるが、専任指定のない自立支援担当等をセンター長が兼ねることは可能か。	センター長として自立支援に関する業務等に携わることはあり得ると考えます。 なお、自立支援担当職員加算の適用については、国の実施要綱により自立支援業務を専任で行う職員とされています。
5	委託仕様書 5 (2) ②ウ	「里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者」について、基準を示す予定はあるのか、個別に県と協議することになるのか。	現時点で判断基準を示す予定はなく、県と個別に協議をお願いします。
6	委託仕様書 7 (2) ②ア	養育里親研修等の法定研修の実施方法について、座学の科目等の一部または全部において、オンライン動画や通信添削等による受講などを設定してもよいのか。	動画の視聴を設定しても差し支えありませんが、リアルタイムのライブ配信等の方法により行うこととし、研修受講中は顔を画面上に投影することを求める等、確実に研修を受講していることの確認ができるようにしてください。 また、通信添削については、研修の効果を測定する意味で実施することは差し支えありません。 いずれにしても、法定研修の実施内容・方法等についてはあらかじめ児童相談所と協議をお願いします。

No	項目	質問事項	回答
7		施設見学研修（養育実習）について、家庭の事情などにより、設定日に参加できない者について、里親支援センターが個別に施設と日程調整のうえ実施することで修了と認められるか。	修了として差し支えありません。里親登録希望者の都合に応じて柔軟な対応をお願いします。
8	委託仕様書 7（4）② ア	<p>里親等による相互援助活動について、それを「業務」とするには具体的援助活動の内容、費用負担、家事活動の中での事故等への責任や補償、また、トラブル回避のためのルール等の整備を要し、導入は慎重に考える必要があると思う。</p> <p>里親の育児負担の軽減を図るために、例えば、まずは里子の一時預かりなどの制度を充実させることなどを検討してはどうか。</p>	<p>里親支援センターの設置運営要綱で定められているところであり、実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、里親支援センターにおいては、里親等への相談支援を通じて、レスパイト・ケアの必要性が認められた場合は、利用調整をお願いします。</p>
9	委託仕様書 7（4）② ア	里親等の相互交流支援について、里親会との連携協力は重要と考えるが、里親会は今後、児童相談所と里親支援センターとの間で、どういう立ち位置になるのか。里親会への予算的支援などは、従来どおり、児童相談所の管轄で行われるのか。	<p>里親会として実施する事業や活動について、里親支援センターにおいても里親との信頼関係の構築の観点から、積極的に参加していただきたいと考えています。</p> <p>また、里親会事業として実施する里親賠償責任保険の加入等について、県が里親会にその経費を支援しているところですが、里親支援センターが代わって補助又は負担することは考えておりません。</p>